

国立公文書館  
デジタルアーカイブ・システムの設計・開発等  
調達計画書

(区分：最適化対象業務・システム)

特定情報システムの該当（有・無）

平成21年1月

独立行政法人 国立公文書館

## 目 次

第1 システムの全体像.....	1
1 対象業務の概要.....	1
2 システム概要.....	2
第2 調達計画.....	2
1 設計・開発する情報システムの方式.....	2
2 設計・開発の工程における調達の内容.....	5
3 ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容.....	5
4 運用及び保守の分離調達の内容.....	5
5 設計・開発等の工程の管理に関する内容.....	5
6 全工程のスケジュール.....	6
第3 その他.....	6
1 評価方式.....	6
2 契約形態.....	6
3 知的財産権等.....	7
4 入札制限等.....	7
5 制約条件等.....	7
第4 妥当性証明.....	7
1 調達担当課室の長.....	7
2 CIO 補佐官.....	7
第5 窓口連絡先.....	7
第6 調達計画書の改定について.....	7

## 第1 システムの全体像

### 1 対象業務の概要

国立公文書館デジタルアーカイブは、政府が進める「e-Japan戦略」（平成13年1月22日IT戦略本部決定）、「e-Japan重点計画-2002」（平成14年6月18日 IT戦略本部決定）及び「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会報告」（平成16年6月28日内閣府）等を受け、「いつでも、どこでも、誰もが、自由に、無料で」インターネットを通じて広く国立公文書館（以下「当館」という。）所蔵の歴史公文書等を利用可能とするため、平成17年4月より運用を開始した情報サービスであり、当館所蔵資料の目録データベースと資料のデジタル化画像がインターネット上から利用できるデジタルアーカイブである。

国立公文書館デジタルアーカイブに関する業務・システムとは、上記サービスを実現するために必要な業務全般と、デジタルアーカイブを支えるシステム全体であり、具体的には以下に示すとおりである。

- (1) 国立公文書館デジタルアーカイブは、平成17年4月より運用が開始された「デジタルアーカイブ・システム」と「デジタル・ギャラリー」から構成される。前者は、館所蔵の歴史公文書等の目録情報をインターネットを通じて検索し、デジタル化された資料画像が閲覧でき、後者は、通常の利用が困難な重要文化財や国絵図などの大判資料について、高精細デジタル画像での閲覧が可能となっている。「デジタルアーカイブ・システム」は、目録情報の検索方法として一般的なキーワード検索のほか、研究者や専門家の利用を想定した詳細検索、各省庁を起点に資料群の階層から検索可能な階層検索及び他機関のデータベースとの間で横断的な検索を行う横断・統合検索を備え、さらに入力したキーワードについて、その関連語等でも検索可能な「辞書」機能を検索補助手段の一つとして搭載している。一方、「デジタル・ギャラリー」は、当館所蔵資料の容易な利用を図るため、利用者の興味に応じて検索手段を選択し、資料を検索することが可能であり、また閲覧と同時に資料の詳しい解説も読むことができるなどの特徴を持たせている。
- (2) 国立公文書館が提供している情報サービスには、国立公文書館所蔵の歴史公文書等の情報提供を行う国立公文書館デジタルアーカイブのほかに、国立公文書館ホームページ、アジア歴史資料センター資料提供システムがあり、現在まで、独自に運用され、利用されている。
- (3) 利用頻度の高い歴史公文書等について、原本の保護と利用に供することの両立を目的としたデジタル化を進めており、国立公文書館デジタルアーカイブでは、国際標準である JPEG2000 形式を基本フォーマットとしてデジタル画像データを作成している。
- (4) また、平成13年に設立されたアジア歴史資料の提供を目的とするアジア歴史資料センターに対し、センターの情報提供サービスの資源として、国立公文書館所

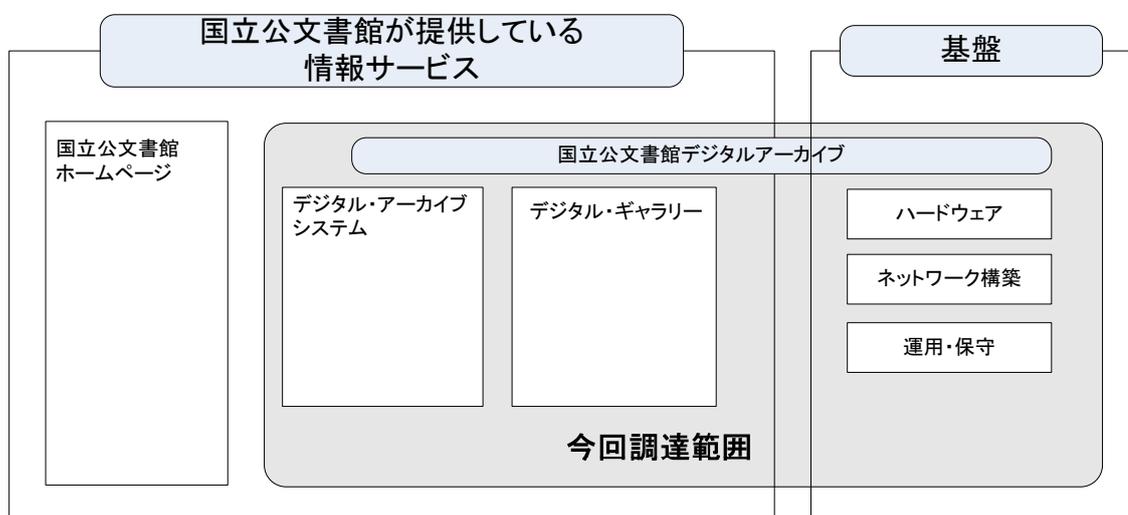
蔵資料のうち、アジア歴史資料について、JPEG2000形式のデジタル画像を作成し提供している。

- (5) 国立公文書館デジタルアーカイブでは、国立公文書館デジタルアーカイブに関するサービスに対する意見等を受け付けるため、デジタルアーカイブのウェブサイト上に「ご意見、ご要望」の入力フォームを設けている。

## 2 システム概要

当該調達計画においては、当館が提供している情報サービスの中で以下の範囲を対象とする。

図 1-1 調達範囲



### (1) 業務の制約事項、環境条件

#### ア システム利用者

一般利用者の対象層としては、中学生以上とする。

#### イ アクセス件数等（平成 17 年度実績）

アクセス件数：約 18 万件／年

業務処理時間：約 2700 時間／年

## 第 2 調達計画

### 1 設計・開発する情報システムの方式

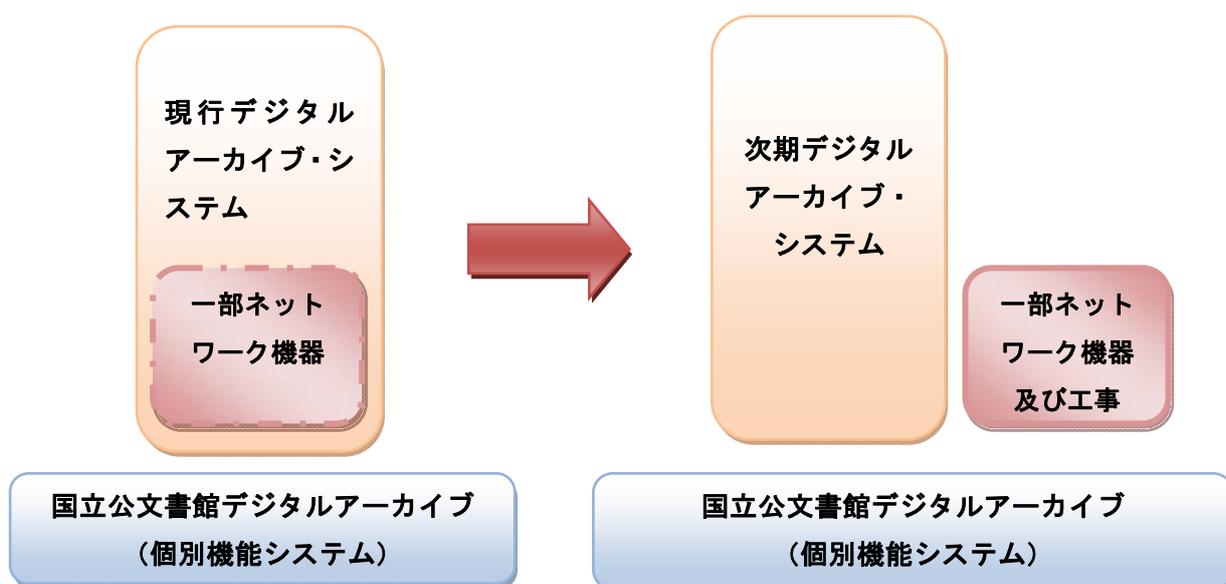
#### (1) 次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムに係るシステムの方式

国立公文書館デジタルアーカイブは、デジタルアーカイブ・システムとデジタル・ギャラリーから構成されている。前者はインターネットを通して館所蔵の歴史公文

書等の画像を提供する機能及び利用の容易性を目的とした複数の検索機能（キーワード検索、詳細検索、階層検索及び横断・統合検索機能）を備えている。後者はインターネットを通して通常の利用が困難な重要文化財や国絵図等の大判資料を高精細デジタル画像にて配信する機能及び利用の容易性を目的とし、利用者の興味に応じて検索手段を選択し、資料を検索する機能を備えている。

今回、全体最適化計画に基づき、業務・システムの効率化による業務時間の削減及びデジタルアーカイブの機能強化による利用者の増加を目的としてデジタル・ギャラリーの検索機能追加、デジタル・ギャラリーのシステム化及びデジタルアーカイブ・システムの横断・統合検索機能の強化等を実施する。システム方式としては、サーバの統合、ディスク構成の見直し及び主要なサーバについては冗長化を行うことにより、次期国立公文書館デジタルアーカイブを再構築することとなった。また、一部のネットワーク機器及び工事については分離調達を行うこととした。

図 1-2 システム方式のイメージ



## (2) 次期デジタルアーカイブ・システムに係る調達方式

上述したシステム方式の実現に伴い、次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムに係る調達とネットワーク機器の入れ替えに係る調達（仮）の2件を行うこととする。調達1は、次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムの設計・開発及び運用・保守等に係るものであり、調達2は、一部ネットワーク機器及び工事に係るものである。

図 1-3 調達の概要

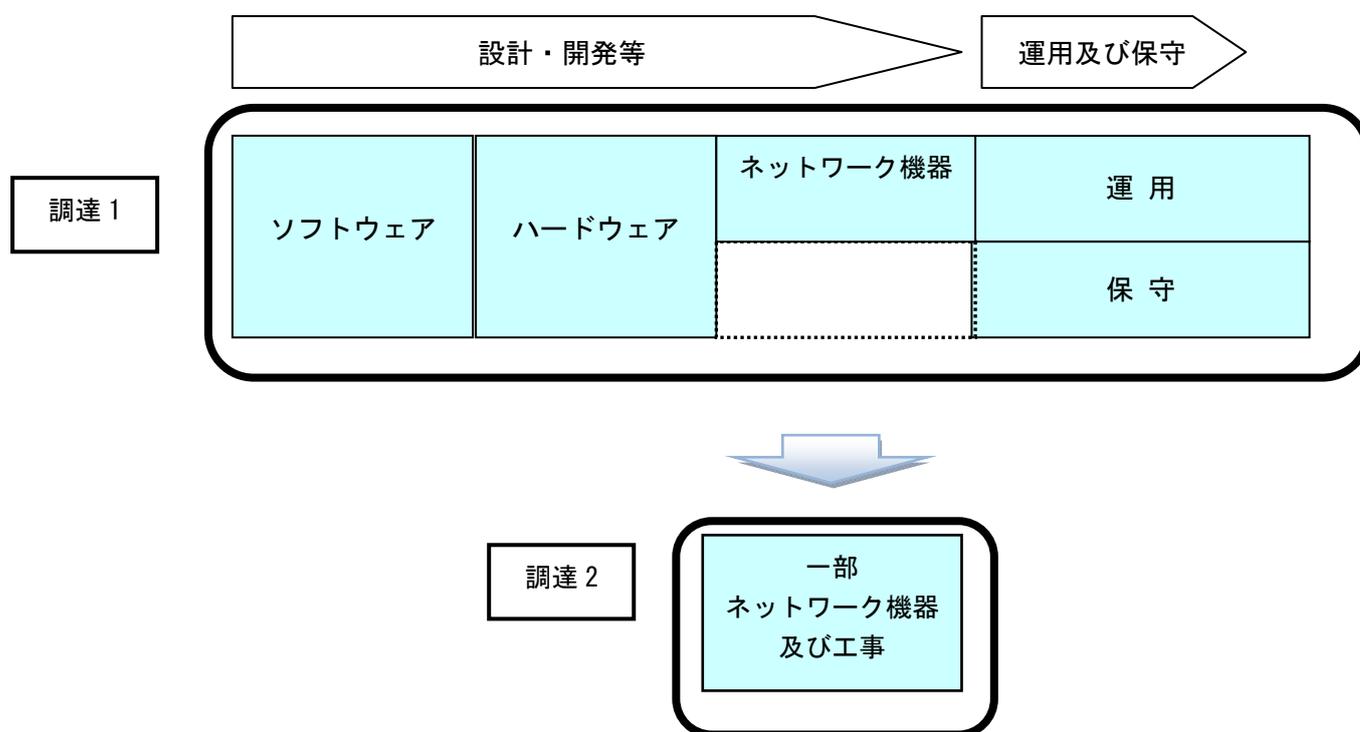


表 1-1 調達スケジュールの詳細

項目	分類	調達件名	調達スケジュール(予定)		
			意見招請	入札公告	開札
調達1	個別機能システム	次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムの設計・開発等委託業務	平成21年 2月	平成21年 4月	平成21年 6月
調達2	個別機能システム	国立公文書館施設内ネットワーク構築等業務委託(仮)	—	平成21年 4月	平成21年 6月

## 2 設計・開発の工程における調達の内容

国立公文書館デジタルアーカイブ・システムは、全体最適化計画において、個別機能システムの一つとして位置づけられている。本設計・開発は、サーバの統合、性能の見直し及びディスク構成の見直しによるシステムの再構築であり、システム方式を変更するものではない。従って、設計・開発を行う次期システムは、現行デジタルアーカイブ・システムと同様に、一部にパッケージソフトウェアを利用し、かつ一部のソフトウェアはハードウェアと一体になって稼動するものである。設計・開発工程において、個別機能システムをさらに分離して設計・開発を行うことは、分割リスクを回避するための統合作業により大幅なコスト増となる恐れがあり、また、次期システムの信頼性、可用性及び保守性が低下することにより、最適化計画で目指す効率的な運用が実現できなくなるだけでなく、館が提供するサービスに障害を生じる恐れがある。従って、設計・開発工程は、その技術力を備えた事業者が一貫して担うことが合理的であり、一括調達とする。

## 3 ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容

ハードウェアとソフトウェアを分割して調達する場合、ソフトウェアの設計・開発に着手してからハードウェアの調達を実施することとなる。先述した調達手順を実施するとソフトウェアの設計・開発への着手を平成 21 年度当初から実施したとしても、平成 21 年度中（翌年 2 月まで）に設計・開発を終えることが困難となる。最適化工程表では、次期システムは平成 21 年度中に設計・開発を終え、平成 22 年度より運用開始を行う予定であることから、分離調達を実施した場合、許容できないスケジュールの遅延が発生することとなる。従って、スケジュールの遅延を回避するために、ハードウェアとソフトウェアは一括調達とする。但し、スケジュール遅延の恐れがない一部のネットワーク機器等については分離調達を行う。

## 4 運用及び保守の分離調達の内容

デジタルアーカイブ・システムは、ソフトウェアとハードウェアがネットワークを介して稼働する構成となっている。従って、システムの信頼性、可用性及び保守性を維持して効率的な運用を実現し、質の高いサービスを維持するには、設計・開発を担い、システム及びサービスを熟知する者が運用及び保守工程も一貫して実施することが合理的である。従って、運用及び保守の工程は、設計・開発の工程とともに一括して調達する。

## 5 設計・開発等の工程の管理に関する内容

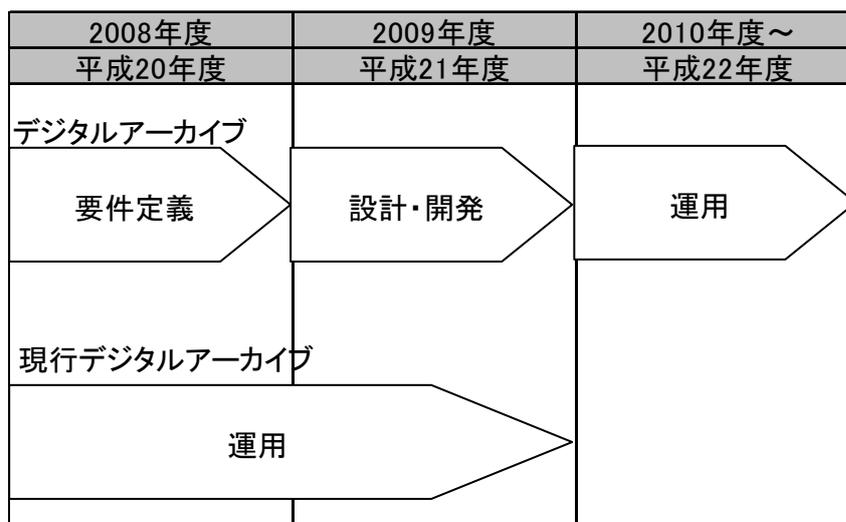
次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムの設計・開発業者は単独業者に委託する予定である。従って、工程管理業務は、本件の受託者が行う。なお、情報シス

テム担当部門である業務課情報システム係が、CIO 補佐官等外部の専門家の支援を得て、受託者の管理を行うこととする。

## 6 全工程のスケジュール

当該調達におけるスケジュールは以下の図の通りとする。

図 1-4 全体スケジュール



## 第3 その他

### 1 評価方式

次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムの調達は「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成19年3月1日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下、「調達指針」という。）に従い、一般競争入札(総合評価落札)方式で行うものとする。

### 2 契約形態

次期国立公文書館デジタルアーカイブ・システムの契約形態は、請負契約によるものとする。なお、サーバ等は必要に応じて賃貸借契約等とする。

### 3 知的財産権等

本調達に伴い、受注者が作成し当館に納入した成果物（プログラム、デザイン、データ等を含む。（以下「成果物」という。））に関する権利の扱いは、調達 1 及び調達 2、それぞれの要件定義書（調達仕様書）に定めることとする。

### 4 入札制限等

本調達における入札制限は以下の通りである。

- (1) CIO 補佐官及びその支援スタッフ等が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者については、本件入札（調達 1 及び 2）に参加できない。
- (2) 本調達の要件定義書作成支援事業者及びその関連事業者については、本件入札（調達 1 及び 2）に参加できない。

### 5 制約条件等

本調達の受注者は、本件に係る要件を満たし、次期デジタルアーカイブ・システムを平成 22 年 3 月 1 日に確実に稼動開始させること。

## 第 4 妥当性証明

### 1 調達担当課室の長

独立行政法人国立公文書館 業務課長 舟久保 久夫

### 2 CIO 補佐官

本調達計画書は調達指針及び実務手引書に則った内容となっており、適切なものであると認められる。

## 第 5 窓口連絡先

本書に関する窓口連絡先は、以下のとおりである。

独立行政法人 国立公文書館 業務課情報システム係

電話：(代表) 03-3214-0621 (内線 353)

03-3214-0637 (直通)

## 第 6 調達計画書の改定について

本書に記載される内容について適切な事由により変更が必要な場合には、適宜改定を行い、改定後の本書を独立行政法人国立公文書館のホームページ上で公表するものとする。